

家族経営協定に関する実態調査結果

調査実施主体：宮城県
調査時点：令和4年3月31日現在
調査方法：各農業改良普及センターが
各市町村農業委員会等へ照会

家族経営協定とは？

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。
農林水産省webより

1 宮城県の家族経営協定締結数

宮城県の令和3年度末（令和4年3月31日）現在の家族経営協定締結数は774戸、うち新規の締結農家数は26戸です。前年に比べ10戸増加していますが、基幹的農業従事者数（個人）（2020センサス：32,818人）と比較すると低い割合に留まっています。

表1 東北における家族経営協定数（戸）

都道府県名	令和3年度末 (R4.3.31)	令和2年度末 (R3.3.31)
青森	1,306	1,307
岩手	2,049	2,004
宮城	774	764
秋田	682	694
山形	1,058	1,033
福島	1,090	1,155
東北計	6,959	6,957

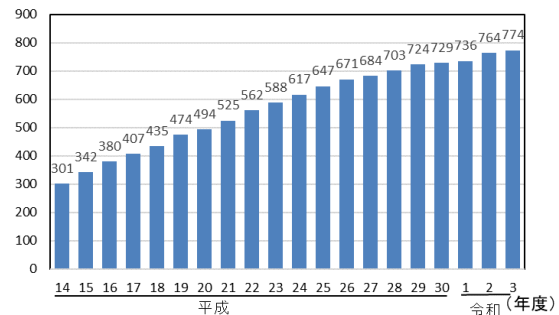


図1 宮城県の家族経営協定数の推移

2 協定における女性の位置付け

協定締結農家のうち、女性が「経営主の配偶者」という位置付けになっている農家は302戸で、女性自らが経営主となっている（共同申請含む）農家は83戸となっています。

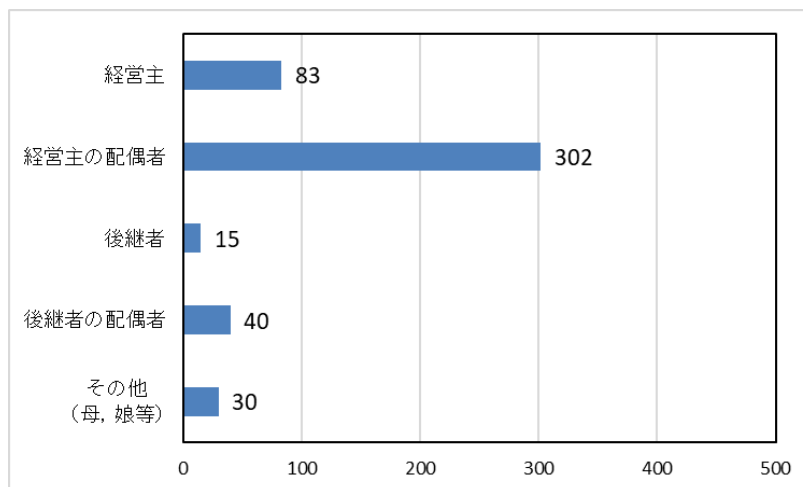


図2 協定における女性の位置付け（戸）

3 協定の取り決め内容

「農業経営の方針決定」は、91.7%の協定で取り決められています。労働条件や待遇（労働時間・休日、労働報酬、収益の配分、農業面の役割分担）についての項目も半数以上の協定で記載されており、協定の締結が家族経営を円滑に進める役割を果たしていると考えられます。

一方、生活面の役割分担や社会・地域活動への参加、移譲者（老後）の扶養といった生活面の項目は少ない状況にあります。

無償労働を労働と位置づけるという男女共同参画の視点からも、家事、育児、介護の役割分担を含めた生活面の項目について、積極的に協定に盛り込んでいくことが望まれます。

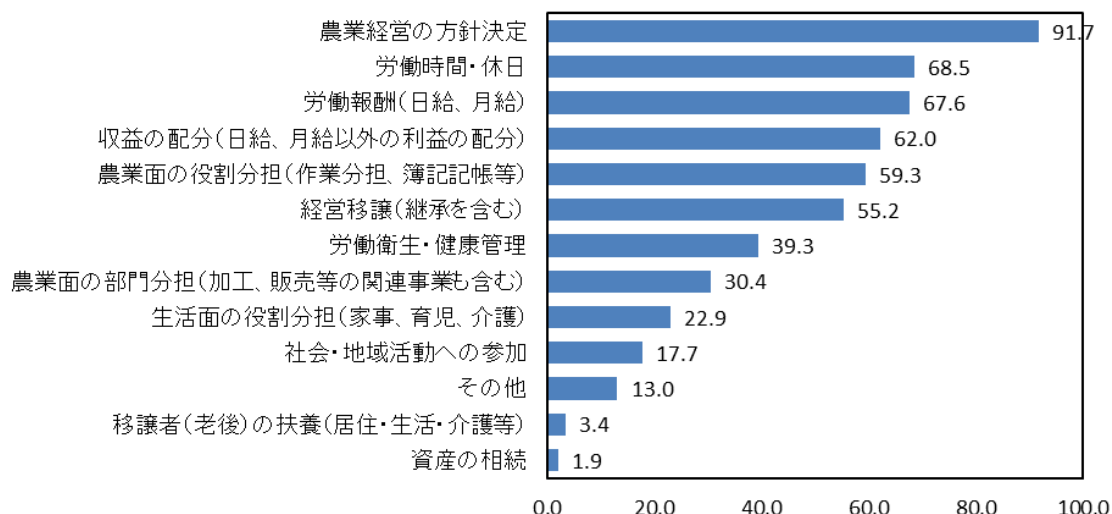


図3 協定の取り決め内容（複数回答）

家族経営協定の制度的メリット

●認定農業者制度（平成15年6月～）

家族経営協定の締結等を要件に、夫婦や親子等による認定農業者の認定（農業経営改善計画の認定）の共同申請が可能です。共同申請者全員が認定農業者となり地域農業の担い手になることができ、スーパーL資金等、認定農業者向けの支援を活用することが可能となります。

●農業者年金（平成14年1月～）

農業者年金の被保険者であって、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者や後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料（月額20,000円）に対し一定割合の国庫助成（政策支援）が行われます。

●新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

農業を始めてから経営が安定するまでの所得確保のために国が交付する「経営開始型資金」を夫婦型で受給する場合、家族経営協定締結が要件の一つとなっています（協定の項目として共同経営の規定が必要です）。

この他、農地のあっせん（平成15年度～）、農林水産祭参加の表彰行事における夫婦連名表彰（平成13年度～）にも家族経営協定が役立っています。